

福祉会報



令和6年3月1日発行

第173号

日本福祉協会

東京都中央区銀座7-16-15
清月堂本店ビル

電話 03(6281)5720代

編集発行人 西谷 侑子

定価 1部 50円

年間購読料 送料共 500円

復興への希望を

この度の令和六年能登半島地震により被害を受けられた方々、関係者の皆様に対し、心より御見舞い申し上げます。

能登半島では二〇二〇年頃より地震が頻発しており、地元の方々は相応の心づもりもあったと思われませんが、多くの人々が帰郷する正月の団欒時にその牙を剥かれ、自然とは何と残酷なものなのだろうかと嘆かずにはられません。

しかし、我々日本人は、太古の昔から数多の震災を経験し、乗り越え、今の豊かな生活を築いてきました。阪神大震災や東日本大震災のときも世界から称賛されたように、今回も、秩序ある冷静な行動と、悲しみに打ちひしがれながらも互いを思い遣る姿に胸を打たれます。

政府による被災者の方の生活支援パッケージも取りまとめられ、一日も早い復興と、被災者の方に少しでも希望が灯ることを願って止みません。

令和六年度

主要事業計画について

コロナ禍を克服しつつあった矢先、年初に発生した能登半島地震は、人々の生活に深刻な影響を与えています。被災者の方々のケア、被災地の復興に注力するのは勿論ですが、好転してきていた雇用環境や景気動向にどれ程の影響を与えるのか、注視していく必要があります。

本紙にも掲載の能登半島地震に関する雇用保険上の特例等、予定される法改正情報等をいち早く提供する他、様々なお問い合わせにお答えし、会員事業所皆様の一助となるよう努めて参りますので、新年度も宜しくお願い申し上げます。

1 広範囲にわたる業務相談等

労災保険や雇用保険、その他労務管理に係る各種法制度の新設改正等について、その詳細を迅速に会員の皆様にお知らせすると共に、具体的な対応策等、様々な質問にお答えするため、年間を通して広範囲にわたり業務相談に応じます。また、特に重要な事項については研修会等を実施します。

運動の推進

労働保険未加入事業所、また、既に加入しているが労働保険事務組合制度の様々な特典を未だご存知ない事業所に対し、本制度の周知を図り、加入促進に努めます。

中でも建設業においては、国土

2 各種助成金・奨励金制度に関する相談

雇用保険料率には、事業主に対して支給される助成金・奨励金等の費用に充てられる分が含まれています。現在は恒常的な雇入れ関係助成金の他、緊急措置の助成金も設けられています。中には分かりにくいものもあると思われま

なお、一と声運動により加入された事業所には、ご紹介いただいた事業所と共に、一般会費よりも有利な特別会費を適用します。

4 保険料等の自動振替の推進

関係官署も労働保険料等の自動振替を推進しています。事業主の方にとつても、納期に余裕ができる等のメリットがあります。ご希望の方は、本会までご連絡ください。

5 社会福祉事業への協力

少子高齢化社会である我が国では、高齢者の介護施設や児童の保育・育成施設がまだまだ不足しています。本会では労働福祉事業の推進はもちろんのこと、関連団体が行う社会福祉事業に対しても協力して参ります。

令和5年度労働保険料等の国への納付が完了しました

皆様からお預りした令和5年度の労働保険料等の国への納付につきましては、先般の第3期分の納付をもって完了致しましたので、ここに報告申し上げます。

なお、今後とも本会への所定期限内の保険料等の納付にご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

《労働基準》

令和6年4月以降、裁量労働制の導入・継続には新たな手続が必要です

一 裁量労働制とは

裁量労働制とは、実際の労働時間に関係なく、労使間の協定で定めた時間について働いたものとみなし、賃金を支払う制度です。使用者は労働時間の管理を労働者に委ね、原則として時間指示を行わないことが特徴です（但し、使用者は安全配慮義務として、実労働時間の記録及び管理が義務付けられています）。

二 対応が必要な事項

1 本人の同意を得る・同意の撤回の手続を定める（専門型・企画型）

2 労使委員会に賃金・評価制度を説明する（企画型）

3 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う（企画型）

4 労使委員会は6ヶ月ごとに1回開催する（企画型）

5 定期報告の頻度の変更（企画型）

裁量労働制には、新商品開発業務や情報処理システムの分析・設計業務等、専門業種を対象とした「専門業務型」と、事業の運営に関する事項の企画・立案・調査・分析の業務を行う労働者を対象とした「企画業務型」があります。

この裁量労働制は、柔軟な働き方を可能にし、生産性の向上に繋がります。人件費の管理がしやすくなる等メリットが多くある一方、長時間労働が常態化しやすい等の問題が生じていることから、この度、裁量労働制の導入・継続に対し改正が行われ、次の通り対応が必要となります。

三 追加された事項

裁量労働制を導入する場合、従業員の健康・福祉確保措置を実施しなければなりません。その措

〔表1〕 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

| 事業の種類 | 事業の種類番号 | 事業の種類 | 労災保険率(1000分の) | | |
|----------------------------|---------|--|---------------|-----|-----|
| | | | 現行 | 改定 | |
| 林業 | 02又は03 | 林業 | 60 | 52 | |
| | 11 | 海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。) | 18 | | |
| | 12 | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 38 | 37 | |
| 鉱業 | 21 | 金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) | 88 | | |
| | 23 | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 16 | 13 | |
| | 24 | 原油又は天然ガス鉱業 | 2.5 | | |
| | 25 | 採石業 | 49 | 37 | |
| | 26 | その他の鉱業 | 26 | | |
| | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 62 | 34 | |
| | 32 | 道路新設事業 | 11 | | |
| 建設事業 | 33 | 舗装工事業 | 9 | | |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 9 | | |
| | 35 | 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。) | 9.5 | | |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | 12 | | |
| | 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6.5 | 6 | |
| | 37 | その他の建設事業 | 15 | | |
| | 製造業 | 41 | 食料品製造業 | 6 | 5.5 |
| | | 42 | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 4 | |
| | | 44 | 木材又は木製品製造業 | 14 | 13 |
| | | 45 | パルプ又は紙製造業 | 6.5 | 7 |
| 46 | | 印刷又は製本業 | 3.5 | | |
| 47 | | 化学工業 | 4.5 | | |
| 48 | | ガラス又はセメント製造業 | 6 | | |
| 66 | | コンクリート製造業 | 13 | | |
| 62 | | 陶磁器製品製造業 | 18 | 17 | |
| 49 | | その他の業業又は土石製品製造業 | 26 | 23 | |
| 50 | | 金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。) | 6.5 | | |
| 51 | | 非鉄金属精錬業 | 7 | | |
| 52 | | 金属材料品製造業(鋳物業を除く。) | 5.5 | 5 | |
| 53 | | 鋳物業 | 16 | | |
| 54 | | 金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。) | 10 | 9 | |
| 63 | | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。) | 6.5 | | |
| 55 | | めつき業 | 7 | 6.5 | |
| 56 | | 機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。) | 5 | | |
| 57 | | 電気機械器具製造業 | 2.5 | 3 | |
| 58 | | 輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。) | 4 | | |
| 59 | | 船舶製造又は修理業 | 23 | | |
| 60 | | 計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。) | 2.5 | | |
| 64 | | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 3.5 | | |
| 61 | | その他の製造業 | 6.5 | 6 | |
| 運輸業 | | 71 | 交通運輸事業 | 4 | |
| | 72 | 貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。) | 9 | 8.5 | |
| | 73 | 港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。) | 9 | | |
| | 74 | 港湾荷役業 | 13 | 12 | |
| 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 その他の事業 | 81 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 3 | | |
| | 95 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 13 | | |
| | 91 | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 13 | | |
| | 93 | ビルメンテナンス業 | 5.5 | 6 | |
| | 96 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 | | |
| | 97 | 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 2.5 | | |
| | 98 | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 | 3 | | |
| | 99 | 金融業、保険業又は不動産業 | 2.5 | | |
| | 94 | その他の各種事業 | 3 | | |
| | 90 | 船舶所有者の事業 | 47 | 42 | |

注) 改定欄が空欄の事業については改定は行われません。

〔表2〕 労務費率の改定

(令和6年4月1日改定)

| 事業の種類 | 事業の種類番号 | 事業の種類 | 請負金額に乗する率 | |
|-------|----------|--------------------------|-----------|-----|
| | | | 現行 | 改定 |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 19% | |
| | 32 | 道路新設事業 | 19% | |
| | 33 | 舗装工事業 | 17% | |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 24% | 19% |
| | 35 | 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。) | 23% | |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | 23% | |
| | 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 38% | |
| | | 組立て又は取付けに関するもの その他のもの | 21% | |
| 37 | その他の建設事業 | 24% | 23% | |

注) 改定欄が空欄の事業については改定は行われません。

置が次のとおり追加されました。

- ① 勤務間インターバルの確保
- ② 深夜労働の回数制限
- ③ 労働時間の上限措置(一定の労働時間を超えた場合の適当な措置)
- ④ 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得することを含めたその取得促進
- ⑤ 一定の労働時間を超える対象労働者への医師の面接指導
- ⑥ 代償休日又は特別な休暇の付与
- ⑦ 健康診断の実施
- ⑧ 心とからだの健康問題についての相談窓口設置
- ⑨ 適切な部署への配置転換
- ⑩ 産業医等による助言・指導又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること

右記の①から④までの措置、⑤から⑩までの措置をそれぞれ一つずつ実施することが望ましいときは、制の導入を検討されている事業所は、本会までお問い合わせ下さい。

令和六年度

労災・雇用保険率について

― 労災保険率等が改定されます ―

1 労災保険率等について
 労災保険率は、将来にわたって労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害発生状況等を考慮して、事業の種類ごとに定めました。

2 労務費率の改定
 請負による建設の事業(元請工事)に係る労務費率(賃金総額の算定に当たり請負金額に乗する率)について、労災保険率の改定と併せて〔表2〕の通り改定されます。

3 建設業の一人親方の特別加入保険料率の改定
 建設業の一人親方の労災保

めることとされ、原則3年ごとに改定が行われるところですが、コロナ禍等による厳しい経済情勢を踏まえ、この3年間にについては、改定が見送られました。

今般、令和6年4月1日以降に適用される労災保険率について、〔表1〕の通り改定されることになりました(引下げ17業種、引上げ3業種、据置き34業種)。

険特別加入に係る第2種特別加入保険料率が100分の18から100分の17に引き下げられます。

これら改定後の労災保険率等は、令和6年度の概算保険料から適用されます。

二 雇用保険率について

雇用保険率は、コロナ禍における雇用調整助成金の特例措置や、基本手当の給付日数の延長

《雇用保険》

令和6年能登半島地震に関する雇用保険関係の特例について

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けた方々、関係者の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

当該震災が激甚災害に指定されたことに伴い、雇用保険及び雇用調整助成金において特例措置が適用されることとなりました。

一 雇用保険基本手当の特例

1 本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができません（事前の申し出は不要、やむを得ない理由を証明する書類も不

措置等の影響により、雇用保険の財政状況が急速に悪化し、令和4年度上半期・下半期、令和5年度と、2年3回に亘り引上げられてきたところですが、現在、これらの特例措置は終了し、雇用情勢も求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直していることから、令和5年度から据え置きとなる見込みです。

要。失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。また、失業認定にあたり、やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問われません。

2 本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。また、受給手続に必要な確認書類がない場合でも、手続を行うことができます。

3 本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、

① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けられない方につき、実際に離職していなくとも基本手当の受給ができる。

② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方につき、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる。という特例措置があります。

この特例は、雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。但し、本特例措置を利用して基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

4 激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己都合で退職した場合、給付制限期間が1ヶ月に短縮される特例措置により、給付開始時期が早まります。

二 雇用調整助成金の主な特例

1 通常、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3ヶ月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることを必要としています。この比較期間を「最近1ヶ月」とします。

2 通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用数を示す雇用指標の最近3ヶ月の平均値が、前年同期比で5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超え4名以上）増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

3 通常、生産指標等を前年同期と比較するため、雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主は対象となりませんが、本特例においては、令和6年1月1日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。その場合、右記1の生産指標は地震発生前の指標と比較します。また、継続して雇用された期間が6ヶ月未満の雇用保険被保険者も支給対象とします。

4 通常、助成対象となる休業教育訓練（以下「休業等」）又は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

5 新潟・富山・石川・福井の4県の事業所は、さらに助成率等につき特例が適用されます。これらの特例措置は、地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。当該「経済上の理由」とは、地震による直接的な被害そのものは当たりませんが、取引先の地震被害のため原材料や商品等の取引ができない等の経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小し休業等を行った場合は、助成対象となります。

また、当該特例措置は休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にあるものが対象となります。

また、継続して雇用された期間が6ヶ月未満の雇用保険被保険者も支給対象とします。